

○国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻履修細則

平成 25 年 12 月 18 日  
細 則 第 4 号

最終改正 令和 7 年 3 月 27 日細則第 2 号

国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻履修細則  
(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成 22 年学則第 1 号。以下「学則」という。）及び国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程（平成 22 年規程第 7 号。以下「大学院履修規程」という。）に規定するもののほか、情報アクセシビリティ専攻の履修コースにおける履修要件等について、必要な事項を定めるものとする。

(履修要件)

第 2 条 情報アクセシビリティ専攻における履修要件は、次に上げるとおりとする。

- (1) 基盤科目においては、必修科目の「情報アクセシビリティ研究特論」2 単位を修得しなければならない。
- (2) 専門科目においては、所属するコースが指定する選択科目の 2 単位以上を修得しなければならない。ただし、障害者支援（聴覚障害）コースと手話教育コースのコース指定選択科目は両コースで共通とする。
- (3) 基盤科目及び専門科目のうち、必修を除く科目の中から 18 単位以上を修得しなければならない。
- (4) 1 年次に基盤科目及び専門科目の中で、8 単位を修得していない場合は、次の年度以降の履修に際して、指導や制限を加えることがある。

(その他)

第 3 条 「1」及び「2」が付されている授業科目の履修において、「2」が付されている授業科目の履修に当たっては、「1」が付されている授業科目の評価（大学院履修規程第 7 条に定める評語の成績）を得ていることを必要とする。

2 専攻長ならびに授業担当教員の承認を得て、本専攻が指定する他専攻の開設する授業科目を履修することができる。なお、当該科目の修得単位については、4 単位までを専門科目の修了に必要な修得単位として認めることができる。

3 この細則に規定するもののほか、学則第 59 条に規定する特別研究の履修方法及び評価方法及び学則第 67 条第 1 項に規定する早期修了要件に関し必要な事項は、専攻教授会において別に定める。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。